

議案第 78 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い、関係  
条例を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

(瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改  
正)

第 1 条 瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成  
17 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に  
改める。

(公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の一部改  
正)

第 2 条 公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例（平成  
14 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「(以下「再任用職員」という。)」を削る。

(瑞穂町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂町職員の分限に関する条例(昭和26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)附則第5項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(瑞穂町職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町職員の懲戒に関する条例(昭和26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日を受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与又は報酬から減ずるものとする。

(瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び第2項、第16条第1項並びに第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 瑞穂町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を削る。

第4条の2第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2第2項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項第1号中「以下」の次に「次項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「。以下」の次に「この号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改め、同条第5項中「(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号及び同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項及び次項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第7項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 瑞穂町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第11号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項におい

て「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

12 育児短時間勤務職員等に対する附則第5項の規定の適用に

については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額
	208,100	222,400

(瑞穂町職員の再任用に関する条例の廃止)

第 8 条 瑞穂町職員の再任用に関する条例（平成 22 年条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

ぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再

任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第9条第2項及び第12条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」とする。
- 7 瑞穂町職員の給与に関する条例第4条第1項及び第4項から第8項まで、第7条、第8条並びに第8条の3並びに新給与条例第

- 4条第2項及び第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第1条による改正

瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11) 略</p> <p>第4条から第8条 略</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>第2条から第5条</u> 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11) 略</p> <p>第4条から第8条 略</p>

第2条による改正

公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員_____を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3条から第7条 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。</p> <p>(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3条から第7条 略</p>

は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

第4条及び第5条 略

第3条による改正

瑞穂町職員の分限に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)について第1項及び前項の規定を適用する場合にあっては、これらの項中「3年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第5条から第8条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和27年1月1日から施行する。</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)附則第5項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第3条 略 (休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)について第1項及び前項の規定を適用する場合にあっては、これらの項中「3年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第5条から第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和27年1月1日から施行する。</p>

第2条から第5条 略

第4条による改正

瑞穂町職員の懲戒に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第2号)第5条に規定する特殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))の5分の1以下に相当する額を給与又は報酬から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与又は報酬から減ずるものとする。</u></p> <p>第4条から第6条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>第2条から第5条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>_____給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第2号)第5条に規定する特殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))の5分の1以下に相当する額を給与又は報酬から減ずるものとする。</u></p> <p>第4条から第6条 略</p>

第5条による改正

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により第1項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員</u>等については1週間ごとの期間について当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第1条 略 (1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により第1項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員</u>等については1週間ごとの期間について当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署における特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

第5条から第15条 略

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、1年(暦年をいう。以下この項において同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署における特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

第5条から第15条 略

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、1年(暦年をいう。以下この項において同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考

等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。

2から4 略

第17条から第19条の2 略

(臨時職員等に対する特例)

第20条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。

第21条 略

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により

慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。

2から4 略

第17条から第19条の2 略

(臨時職員等に対する特例)

第20条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。

第21条 略

採用された職員をいう。

第3条 略

(瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を適用する。

第5条 略

第6条による改正

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第14条 略                      (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>第16条から第18条 略</p> <p><u>附 則</u>                      (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>第2条から第5条 略</p>	<p>第1条から第14条 略                      (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>第16条から第18条 略</p>

第7条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。</p> <p>4から8 略</p> <p>第4条の2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平</p>	<p>第1条から第3条 略 (昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。</p> <p>4から8 略</p> <p><u>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第4条の2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平</p>

成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条第1項並びに前条第1項、第2項、第4項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条から第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

(1)通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金(以下次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

(2) 略

2 略

(1)前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の6箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関にあつては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額。以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を6箇月につき同号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2)前項第2号に掲げる職員 2キロメートル

成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条第1項並びに前条第1項、第2項、第4項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条から第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

(1)通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金(以下\_\_\_\_\_「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル以上である者)

(2) 略

2 略

(1)前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の6箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関にあつては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額。以下\_\_\_\_\_「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を6箇月につき同号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2)前項第2号に掲げる職員 2キロメートル

ル以上5キロメートル未満2,700円、5キロメートル以上10キロメートル未満4,100円、10キロメートル以上15キロメートル未満5,900円、15キロメートル以上7,400円(定年前提任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

### 3 略

#### 第10条から第11条 略

(超過勤務手当)

第12条 勤務時間条例第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第8条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。

### 2 略

3 定年前提任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が正規の勤務時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の

ル以上5キロメートル未満2,700円、5キロメートル以上10キロメートル未満4,100円、10キロメートル以上15キロメートル未満5,900円、15キロメートル以上7,400円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

### 3 略

#### 第10条から第11条 略

(超過勤務手当)

第12条 勤務時間条例第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第8条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。

### 2 略

3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が正規の勤務時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分

区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 略

5 次の各号に規定する時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項\_\_\_\_\_及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 略

6 略

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

7 略

第13条から第15条の2 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が

に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 略

5 次の各号に規定する時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 略

6 略

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

7 略

第13条から第15条の2 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が

受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略	略
---	---

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」とする。

4及び5 略

第16条の2及び第16条の3 略  
(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して、15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の50、1

受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略	略
---	---

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」とする。

4及び5 略

第16条の2及び第16条の3 略  
(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して、15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の102.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の50、1

ては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50」とする。

4及び5 略

第18条から第21条 略

(特定職員についての適用除外)

第22条 第4条第1項から第8項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2及び3 略

第23条 略

附 則

1から4 略

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 瑞穂町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第11号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職

2月に支給する場合においては100分の50」とする。

4及び5 略

第18条から第21条 略

(特定職員についての適用除外)

第22条 第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

2及び3 略

第23条 略

附 則

1から4 略

への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

12 育児短時間勤務職員等に対する附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

別表第1(第3条、第7条、第22条関係)

給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略

別表第1(第3条、第7条、第22条関係)

給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略

定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	198, 300	230, 400	271, 000	313, 000	429, 100

備考 略

別表第2(第3条関係)

給料表(二)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	略	略	略
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額 208,100	基準給料 月額 222,400

別表第3及び別表第4 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第

再任用職員	198, 300	230, 400	271, 000	313, 000	429, 100
-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

備考 略

別表第2(第3条関係)

給料表(二)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	略	略	略
再任用職員		208,100	222,400

別表第3及び別表第4 略

4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

### 第3条及び第4条 略

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再

任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞穂町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第9条第2項及び第12条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」とする。

7 瑞穂町職員の給与に関する条例第4条第1

項及び第4項から第8項まで、第7条、第8条並びに第8条の3並びに新給与条例第4条第2項及び第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第5項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。